

令和 8 年 度
そうま土地改良区職員採用候補者試験
受験案内

そうま土地改良区
理事長 阿部 勝弘
〒976-0041
相馬市西山字表西山 76 番地
そうま土地改良区 総務課
電話(0 2 4 4) 3 5-3 4 6 2

令和 8 年度そうま土地改良区職員採用候補者試験を次のとおり行います。

1. 受付期間

- ◎ 令和 8 年 9 月 2 5 日(金)から令和 8 年 1 0 月 2 6 日(月)まで
- ◎ 受付事務は、午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで(土曜日・日曜日・祝日は除く)行います。
- ◎ 郵送による申し込みは、特定記録郵便で 1 0 月 2 6 日(月)必着。

2. 試験期日、試験会場及び合格者発表

区分	試 験 期 日	試 験 会 場	合 格 発 表
一次試験	令和 8 年 11 月 8 日(日曜)	そうま土地改良区 事務所 2 階 会 議 室	令和 8 年 11 月中旬に、そうま土地改良区事務所及び相馬市役所並びに新地町役場前の掲示場に掲示するほか、合格者には通知します。
二次試験	令和 8 年 11 月下旬	1 次試験合格者に対し、別途通知します。	令和 8 年 12 月中旬に、そうま土地改良区事務所及び相馬市役所並びに新地町役場前の掲示場に掲示するほか、合格者には通知します。

3. 受験資格

平成 1 3 年 4 月 2 日以降に生まれた方で、高等学校以上を卒業した方(令和 9 年 3 月までに卒業見込みの人も含む)で、相馬市内又は新地町内居住者(予定居住者含)で通勤可能な方。

※ただし、次のいずれかに該当する者は受験できません。

- (1) 日本の国籍を有しない者
- (2) 成年被後見人又は被保佐人
- (3) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行の終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入したもの

4. 試験職種、採用予定人員

試 験 職 種	採用予定人員	主 な 職 務 内 容
一般総合職 (事務及び施設 管理業務)	若 干 名	・ 行政機関、組合員(農家)等との連絡調整 ・ 土地改良施設の維持管理(ゴミ除去作業・除草作業等)及び農業用水の流量調整(分水工等の操作) ・ 土地改良区における事務全般(会計経理・賦課徴収・会議資料作成・事業報告書作成等)

5. 試験の方法及び内容

区 分	試 験 種 目	内 容
一 次 試 験 (筆記試験)	適性検査及び、性格診断検査	職務遂行に必要な適性等についての検査
二 次 試 験 (面接試験)	口 述 試 験	人物についての個別面接による試験

6. 資格調査

受験資格の有無、申込書記載の真否、その他について調査します。

7. 受験手続

(1) 申込用紙の請求

- ◇ 申込用紙は、そうま土地改良区事務局総務課で交付します。
(月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分まで)
- ◇ 郵便により受験申込用紙を請求する場合は、封筒の表に「職員採用試験申込用紙請求」と朱書きし、140円切手を貼った宛て先明記の返信用封筒〔角形2号(縦33.2cm×横24.0cm)〕を同封のうえ、そうま土地改良区事務局総務課へ送付してください。

(2) 受験申込みの方法

- ◇ 受験申込用紙及び受験票に必要事項を記入のうえ、6ヶ月以内に撮影した本人の写真1枚(上半身、脱帽、正面向、縦6cm、横4.5cm)を写真の欄に貼って、指定の履歴書(自筆のもの)1通(写真を貼る)を添付して、そうま土地改良区事務局総務課に提出してください。
なお、受験申込用紙を郵送する場合は、封筒の表に「採用試験申込」と朱書きし、110円切手を貼った宛て先明記の返信用封筒〔長形3号(縦23.5cm×横12.0cm)〕を同封のうえ、特定記録郵便等の確実な方法で、そうま土地改良区事務局総務課へ送付してください。
- ◇ 受験票は、試験当日必ず持参してください。
受験票がない場合又は受験票に写真が貼っていない場合は受験できません。
- ◇ 申込関係書類は返却しませんのでご了承ください。

8. 合格から採用まで

最終合格者は、そうま土地改良区職員採用候補者として登載され、採用は令和9年4月1日以降となります。

9. その他

- ◇ やむを得ない事情により試験日時等が変更される場合があります。変更がある場合はそうま土地改良区事務所掲示場への掲示及び、受験申込書記載の連絡先へ直接お電話でご連絡いたします。
- ◇ この試験について不明な点は、そうま土地改良区事務局総務課(電話 0244-35-3462)にお問い合わせください。
- ◇ 採用後の勤務条件、給与等はそうま土地改良区の就業規程・給与規程等によります。